

古代匙考

雨宮龍太郎

一

先般『研究連絡誌』第30号に「古墳の発掘法及び作図法について」と題する小論を掲載したところ、佐久間豊氏から『『古墳の発掘法及び作図法について』を読んで』（同誌第32号掲載）なる御批判をいただいた。しかしその内容は誤解・無理解に満ちているので、何らかの反応を示さないと、今後の私の調査研究活動に差し障りが生じるおそれもあるために、あえて筆を労することにする。

佐久間氏の「最大の疑問点」は、古墳墳丘上の土壌から「現代のものとは考えられないスプーン」が出土しているにもかかわらず、私とその遺構を含めた墳丘土壌群を古墳と関連するものと理解する点にあるらしい。しかし椎名崎古墳群の古墳墳丘上の土壌からは、そのような物は出土していない。私が椎名崎古墳群を調査していた時、青銅製匙が1点出土したことは事実である。しかしそれは佐久間氏の言うように、古墳墳丘上の土壌からではなく、台地南端の15号墳に隣接する国分期の竪穴住居跡を切る土壌墓から出土したのであり、その位置は15号墳とは完全に離れている。そして私が小論で取り上げたのは15号墳ではなく、13号墳であることを強調しておきたい。氏が遺構配置状況をこのように杜撰に把握されていたこと自体驚異であり、常識では考えられない。

さらにまた私が現地で出土状態にある青銅製匙を示したところ、氏はたんに一瞥しただけで、手にとって形態や材質を観察した事実はなかった。その匙の受け部は側縁部が直線的なナスビ形を呈し、柄の取付け角度も現行のものではあり得ない。それを「現代のものとは考えられない」とみなす方が明らかにまちがっているのである。匙類にたいする佐久間氏の考古学的教養は十分理解できたので、本文では私の考察を提示することにした。この他にも氏は批判点をいくつか挙げているが、いずれも確実な根拠に基づくものではなく、淋しい言いがかりとしか思えない。

なお同号には、佐久間氏の文章に続いて「古墳の発掘」なる白井久美子・永沼律朗両氏の文章が載っているが、不思議なことに、その内容は完全に小論の論旨に触発されているにもかかわらず、小論が全く引用されていない。これは一体どういう訳であろうか。論文批判の方法、マナーを知らないこのような作文態度は、ひいては原著者の著作権に抵触するおそれもある。かれらの文章がそうした不名誉な欠陥を持つ以上、私がおそれることについて語る義務も必要も一切ない。

二

古代日本の匙形製品には木製と金属製とが存在した。各々の出現期と出土遺跡の性格には興味深い特定傾向が看取される。

木製匙の出現年代は弥生時代全般、及び7世紀後半以降であり、古墳時代の明確な検出例はまだ確認されていない(註1)。弥生時代には静岡県を東限とする西南日本に分布が限定され、山木(静岡)・篠塚(愛知)・瓜生堂(大阪)・菜畑(佐賀)等、その殆どが低湿地に近接して立地する遺跡からの出土例によって占められている。その出土状況には何ら特殊性は認められず、低湿地周辺遺跡における検出率も比較的高いので、西南日本という分布域の内部では、通常の集落において一般的に使用されていたことが想定される。一方、7世紀後半以降については、その出土地が藤原・平城・長岡・平安の宮京跡という特殊な遺跡にほぼ限定されている。その形態も相違を示し、弥生時代のものは受け部が丁寧な仕上がりの深い割物であるが、7世紀以降のものでは受け部の割りが極めて浅くなり、しかもまったくの平面と化している例の方が多数を占めている。両期を通して一木造りで、受け部・柄部間に角度を付けられないものが圧倒的に多い。用材は弥生時代ではスギ・トチノキ・キリ・カシ等、多様で不特定であるが、7世紀以降ではヒノキに統一される傾向が見られる。

金属製匙は7世紀前半を上限とし、その中には伝世品が少なからず含まれている。最古のものは法隆寺献納御物中の金銅匙であり、また正倉院南倉に所蔵される一群の佐波理匙は有名である。またさらに遠く慶州(韓国)雁鴨池からも、統一新羅期の宮廷で使用された青銅匙が発見されている。そして身近なところでは、市原市萩の原遺跡において、青銅匙が平安時代の寺院跡に関連する遺構に伴って出土している(註2)。金属製匙の受け部は浅く凹み、その平面形は円形とナスビ形の二者がある。また柄部の取付け角度は、現行のものに比べて深くになっている。以上のことから、椎名崎古墳群の土壌墓から検出された青銅匙が、いかに貴重な遺物であるかが窺えよう。

匙形製品の上述のような出現期と出土遺跡(伝世地)の関係から、これらを弥生時代の木製品と7世紀以降の木・金属製品とに二分することが可能である。ここで問題となるのは、古墳時代における木製品の欠如であるが、これは古墳時代以降、集落立地に変化が生じて、その大部分が高燥台地に移動してしまったことに依るのであろう。そのために古墳時代以降の通常集落における木製匙の確認が極めて困難となり、ようやく7世紀後半になって、その境域に低湿地形を含む宮京跡から出土の再現を見るようになるのであろう。したがって弥生時代の木製匙と7世紀以降の宮京跡出土のそれとを、型式性や用途の上で短絡的に結び付けて考えることは現状では困難で、一応別個な概念として取り扱う必要がある。そこで本稿では、7世紀以降の匙形製品の用途を中心に考察を進めていきたい。

三

7世紀以降の宮廷や寺院で使用された木製・金属製の匙の用途を考える上で、参考となる事例は3例程挙げることができる。第一に藤原宮溝S D 105から大宝末年の典薬寮関係の木簡群と共伴した3点の木製匙(註3)。第二に平城宮内膳司・大膳職所轄の遺構から出土した木製匙群(註4)。そして第三に奈良時代の寺院資財帳に仏分等として記載されている金属製匙群である。

藤原宮の溝から出土した3点の木製匙は、受け部が2点は浅い削りが入り、1点は平面を呈す。共伴した木簡の中に「典薬」の文字が書かれた削

屑が存在し、他にも薬物の付札・薬湯の処方箋・薬物請求の木簡等が含まれている。さらに関連遺物として、左眼の部分に故意の墨付が認められる人形が伴出したが、報告者はこれを、典薬寮所属の呪禁師等が眼病の治療に用いたものか、と推定している。

典薬寮は養老職員令によれば、典薬頭を長官とし、医師・医博士・針博士・按摩博士・呪禁博士・薬園師等を擁する役所で、その職掌は薬物の調合・管理、疾病の治療、薬園の維持・管理等である。また内薬司が天皇の診療を担当するにたいして、典薬寮は諸官人の診療に携わった。典薬寮と匙との必然的な関係は、薬物の取り扱いを介して生じてくる。養老医疾令には、典薬寮が毎年諸病に必要な薬を調整し(註5)、その原料となる諸国の薬草産地には、採薬師を置いて採集させることが規定されている(註6)。そして延喜典薬寮式に記載されているように、これらの薬物原料は、称(はかり)・薬斗(ひしゃく)・薬升・鉄臼・鉄杵・薬刀・鉄匙等の器具を使用して処理され、調剤されていたのである(註7)。したがって匙形製品の用途の一つとして、薬物の調剤を指摘することができる。

次に平城宮内の内膳司・大膳職所轄とみなされる遺構から出土した木製匙群について考えよう。木製匙を出土した遺構は、内膳司関係では土壌S K 820の9点、大膳職関係では土壌S K 219の1点であるが、S K 820は平城宮内で最も多数の木製匙が検出された遺構でもある。これらの受け部は1点を除きすべて平面を呈す。

内膳司は養老職員令によれば、天皇の食膳の調理を担当する部署で、大膳職が朝廷での会食の料理を担当するにたいしている。奉膳二人を長官として、典膳六人の次官が配せられる。奉膳は料理の統括責任者で、進膳の際に毒味を行なう。典膳は料理の味付けの責任者である。内膳司との関係からは匙形製品の用途は、料理を口へ運ぶ食事具、及び塩・醬・酒等の調味料を配合する調理具としての用途が想定される。しかしながら延喜内膳式には、食事具として登場するのは「箸竹」のみであって、匙類は認められない。そのことは同じく大膳式においても同様である。汁物の服飲には椀類を直接口に運んだのであろう。一方、調理具については、匙類は見られないが杓が計上されてお

り(註8)、粉の計量に使用されていたことが知られる。このように延喜式に関するかぎり、内膳司・大膳職では匙よりも一回り大きな杓のみが記載され、表面的には匙類は使用されていないように見受けられる。しかし大膳式には醬・塩・汁糟・大豆等を計量する際に、斗一升一合一杓一撮という単位系列が用いられている。最少単位の「撮」の原意は、指でつまむ意で、それが計量単位に転用されたものである。杓の使用が単位「杓」に対応するものであるとすれば、撮単位の微量な調味料を取り扱う際には、実際には匙類が使用されていたのではなかろうか。内膳司・大膳職関連遺構から出土する匙形製品は、調理過程で調味料を配合するために使用されていたと想定される。そしてその際には、錆の生じる金属製匙よりも、繰り返しの洗浄に耐え、製作の容易な木製匙が選ばれたであろうことも併せて推察できよう。なお承平年間(931~938)に編さんされた和名類聚抄には、「匙」がカヒの訓で厨膳具中に編入され、「所以取飯也」と説明されているが、これは今日の「しゃもじ」に相当する大きさ・形態の木器を指していると考えられる。

最後に寺院資財帳に散見される金属製匙の用途について考えよう。法隆寺伽藍縁起并流記資財帳には、仏分白銅供養具として、鉢・多羅(鉢の一種)・鉗(かねばさみ)と共に匙一口、聖僧分白銅供養具として、鉢・多羅・鉢・鉗と共に匙一口が載せられている。また白銅匙八口の内訳として、仏分・薬師分・聖僧分・通分が計上されている(註9)。さらに大安寺伽藍縁起并流記資財帳には、供養具の内訳として、仏供養具中に白銅鉢・白銅多羅・白銅鉗・箸と共に匙一枚が記載され、匙三十一枚の内訳として、仏物・聖僧物が計上されている(註10)。このうち聖僧とは比丘形像で、賓頭盧尊者や僧形文殊菩薩を指す場合が多い(註11)。

以上のことから供養具としては、鉢・鉢・匙・箸・鉗等が一式として、仏尊像の御前に供されたことが知られる。このセットの中に鉗が混入しているのは異様であるが、依拠すべき経典を踏まえたものであろう。それ以外は食器・食事具で占められるが、興味深いのは箸と共に匙が含まれていることである。前述の如く、延喜式には食事具としての匙は認められないのであるが、それにもかかわらず、箸と共に匙が現れるのは、当時の日本

人の食生活を無視してまで、経典儀軌に依拠した結果であろう。

また供養分の他にも、金属製匙が仏・聖僧・薬師・通分(物)として計上されているが、実際の用途は私には判らない。しかし、強いて推定を試みれば次のようになろう。両寺共に種々な薬物を蓄蔵しており、法隆寺では麝香・薝金香・甲香・香附子・詹唐香・金石綾州・五色龍骨・紫雲・桂心・鬼臼・甘草・治葛・芒消・無食子が、丈六分・法分・聖僧分・通分に、また大安寺では白緑・雌黄・甘草・太黄が、仏物・通物・見前僧物に内訳されている。このことから供養分以外の匙とこれら薬物は、仏分・薬師分等の所属先においてある程度対応しているのではなかろうか。とすれば、供養分以外の金属製匙は薬物の調剤のためにもちいられていた可能性が決して少なくはないであろう。寺院内で使用された金属製匙が、実際にはどのような場で使用されていたかについては不明な点が多いが、儀礼的な仏尊供養と薬物の調剤とを挙げることができよう。

以上述べてきたことをまとめてみよう。今まで取り扱った時代は7世紀から10世紀に及ぶ。この期間の匙製品には木製と金属製とがあり、その用途としては、薬物の調剤・調味料の配合・仏教上の儀礼的供養が指摘できる。木製品は薬物の調剤・調味料の配合に、また金属製品は薬物の調剤・儀礼的供養に用いられた。このことから匙製品が使用されていた場所を、上記以外にも二・三類推することができる。宮中においても仏教を祀る施設は「内裏仏殿」(註12)、「内道場」(註13)として存在していた。ここにおいても寺院と同様な調度を用いて仏像を供養していたであろう。また大寺院や国・郡衙に付属する厨においても、大量の調味料を消費していたはずである。さらに諸国国衙には国医師が各一名置かれ、官人の治療や医師の教育に従事していたので(註14)、薬物の調剤は当然その職務中に含まれていたであろう。そこでこれらの類推事項も含めて、匙製品を必要とする作業種目と施設との関係をまとめ直すと次のようになる。

薬物調剤——典薬寮・内薬司・大寺院・国衙——木・金属製匙
調味料配合——内膳司・大膳職・国郡衙と寺院の厨——木製匙
仏尊供養——内裏仏殿・寺院——金属製匙

四

匙製品を必要とした3種類の作業は、はからずも官庁系と寺院系に分類されている。仏尊供養を除く2種類は、各系内部で比較的独自にその専門技術が継承されていったと推定されるが、専門知識・技術の交流もまったくなかったわけではあるまい。調味料取り扱いを含めた調理方面は資料に恵まれず、その技術史を跡づけるのは困難となっている。しかしながら薬物取り扱いを含む医療史の分野は、資料も残存しているので、先学の業績を参照しつつ、古代における宮廷と寺院の交流を垣間見たい。両者の交流史において大きな画期は、大宝令に基づく典薬寮・内薬司の設置であるが、官立機関としてはそれ以前にも、外薬寮(註15)・内薬官(註16)がすでに成立していたので、天武～文武朝に官立医療機関体制の確立を設定することができる。ここでは大宝令成立に至るまでの歴史を論述していこう。

まず初めに仏教寺院側の医療体制から見ていきたい。仏教寺院が医療行為に携わるのは、四分律・僧祇律・十誦律等の律蔵を中心とする經典の示唆に依拠しており、そこには共同体を形成していた僧や信徒の病苦を、かれら自ら診療すべきものと説かれている。そのために寺院では各種診療具・薬剤調製器具を備え、薬草園を経営し、施薬院を建設して重病患者を收容し、治療に専念させていた。仏教の実践原理に苦・集・滅・道の四諦説があるが、その謂はこの世は苦であり、それは物事への執着に原因する。したがって苦を克服するには、正しい修業をして執着を断ち切らねばならぬ、という真理を表わしている。仏教医学の治病論もこの四諦説に基づき、苦としての病態を診断し治療することを目ざしている。その疾病観は「業病・鬼病・四大(地・水・火・風)不調病の三病に大別でき、このうち前二者は四大不調病の医療法では難しく、加持の修力によらねば平癒されない」(註17)と要約される。これらの疾病観や診療法は、アーユルヴェーダ医学と共鳴し合う古代インド文化の伝統に根差している。とりわけマウリヤのアショーカ王が領国の内外に仏教を伝道するにあたり、医療を施与することによってその布教を助けたことを通して、アジア各地に伝播した仏教と医療の関係は、増々深いものになっていった(註18)。日本の古代寺院においても、經典に忠実

たらんとするかぎり、インド医学体系の存在を無視することはできないのである。

日本における初期の寺院内医療体制については、史料に乏しく具体的なことは不明である。一般論としては、百濟滅亡に伴う大量の亡命者を受け入れた斉明・天智朝が画期となり、百濟僧の指導のもとに診療技術や薬草学を中心に医療体制が充実しつつあったことが考えられる。百濟僧法蔵が美濃国で白述(おけら)を煎じたり(註19)、沙門法員・善往・真義等が近江国益須郡の醴泉(鉦泉か)を試飲しているのは(註20)、薬物に関する僧侶の知識が豊富であったからに他ならない。そして法員等が醴泉を発見した翌年には、近在の益須寺に種々な病人が来集停宿し、醴泉の恩恵に預かっている(註21)。それは日本における寺院内施薬院の嚆矢であった。

五

宮廷における医療体制の成立過程は、基本的に仏教とは没交渉裡に進行した。允恭紀には新羅から臨時に医師を招呼する記事がみられるが(註22)、欽明朝には百濟から医博士・易博士・曆博士が定期的の上番するようになった(註23)。その組み合わせが端的に示しているように、伝授される医学の内容は緯書的であり、中国伝統の陰陽五行思想に裏打ちされた病理論であって、漢代に集成され、神仙となるための不老長生術を根底に据える医療大系であり、陰陽や五行の運行に左右される「氣」の停滞が種々の疾病の原因とみなされる。その医療原理や疾病観は、仏教經典に記載されたインド医学とは系統を異にするものである。宮廷医療に扶植されたこの傾向は、やがて遣隨・遣唐使の派遣に伴ってさらに増長し、僧や学生に混じり渡海した医師の帰国を待って(註24)、律令的医療体制の針路が確立されることになる。推古朝には五月の重陽節句に薬獵が毎年のように行われたが、この国の宮廷に中国伝統の医療行事が定着した一証である。また舒明3年を初現として、以後しばしば実施された有間・伊予・牟婁等への天皇の温泉行も、中国から学んだ医療知識であろう。

しかしながら斉明朝では医師の数も少なく、医療技術も貧弱なものであったと思われるが、その状況を革新したのは、百濟滅亡に伴う大量の亡命者の来日である。天智朝はその中に含まれる多数

の知識人・工人を宮廷に取り込み、各方面で活躍させた。その結果天智10年には、法律家・兵法家・儒家・陰陽家と並び、埴日比子贊波羅金羅金須・鬼室集信・達率徳頂上・吉大尚等が、薬事に明るい理由から授位されている(註25)。かれらの業績は薬事全般にわたっていたであろうが、特に日本に自生する貴重な薬草・薬種鉱物を、正しく鑑定することにあつたと考えられる。その一環として、寺院に属する薬物知識に優れた僧籍者も駆り出されて、前述のように、白述を煎じ、鉱泉を開発する等、当時としては最先端の研究業績を残している。そしてこれらの事例が、大宝令前における宮廷・寺院間の記録に残された唯一の医療技術交流である。またこの時期には医療制度も整備され、前出のように史料上に外薬寮や内薬官が現われるが、各々大宝令の典薬寮・内薬司の前身に相当するとみなされる。

天武・持統朝において軌道に乗った国内の薬物探査と医療制度の整備は、文武朝に入って順調に継承され、大宝医疾令として結実する。前代にあつては、都に近い地域に限定されていた薬物探査は、医師や採薬師の増加に伴って、全国規模に拡大された。すなわち文武2年正月には、まず土佐国が牛黄を献じ(註26)、同年11月には下総国がやはり牛黄を(註27)、さらに文武3年3月には同じく下総国が雌黄を献じている(註28)。ここで注意すべきは、日本書紀では〈某が某国で薬物を発見した〉式の叙述がとられていたのになら、続日本紀では〈某国が薬物を献じた〉式に変化している点である。文武朝においても、薬物を探し出すのは医師や採薬師の仕事であるが、叙述上のこの変化は、かれらは前代のように直接中央政府へ報告するのではなく、産薬国の国司の管轄下に入り、国司にたいして報告義務を負い、さらに国司から中央政府に報告されるという行政上の変化に対応する現象ではなかろうか。とすれば、現地の医師や採薬師の職掌は、大宝医疾令における諸国に配される国医師の前身に相当するであろう。常陸国風土記には慶雲元年のこととして、国司嫁女朝臣が鍛治師佐備大麻呂等を従えて、若松浜の砂鉄を採取して剣を造った故事が記されている(註29)、現地における国司と専門技術者との新しい政治的関係は、砂鉄産地の開発ばかりではなく、薬草産地の探査にも及んでいたのである。こうして各地

から薬物またはその原料が、中央政府に集積し始めると、薬物生産量が社会的に有意味な水準にまで達するようになる。すなわち大量に生産された薬物は、疫病流行の際に罹災国に賑恤し得る体制が整備されるのである。続日本紀には、そうした薬物支給記事が文武2年3月から和銅6年2月にかけての短期間に、実に20回も登場する。この期間に疫疾が頻発したことは事実であろうが、それ以上に完成を見た医療制度を自讃する政治臭が鼻につく。また文武朝には専門知識・技術を身に付けた僧が還俗させられ、官位を授けられる事例が目立つが、医療分野では文武4年8月に、僧惠俊が吉宜の姓名を帯び、務広肆を授かっている(註30)。かれは天平年間には正五位下典薬頭にまで至る人物で、発足当初の典薬寮の整備充実に貢献した。大宝元年、このような状況下で医疾令を含む大宝令が施行されたのである。

六

このように見てくると、宮廷・寺院間の医療技術の交流はいたって不活発で、わずかに天武・持統朝における薬物探査協力が知られるのみである。長年にわたる両者の没交渉ぶりは、医疾令条文からも汲み取ることができる。その医針生受業条には、医師の必修書として甲乙・脈経・本草、兼修書として小品・集驗方が、また針生の必修書として素問・黄帝・針経・明堂・脈決、兼修書として流注・偃側等図・赤烏神針等経が挙げられている。この中には多くの散佚書が含まれるが、いずれも中国で著述され、隋唐医学の基本文献となった典籍類である(註31)。こうした書目が列挙されるのは、もとより医疾令自体が唐制に範を仰いでいる以上当然ではあるけれども、そこに律蔵やインドで著作された医学書が見られないのは、令制下のこの国の医療原理が、完全に中国文化に同化していたことを意味する。このことと宮廷・寺院間の疎遠性とを併せ考えるならば、宮廷と寺院の医療体系は、本来別系統として出発・展開していったとするのも一説である。それは両者の対立関係の背景に、さらに根源的な、医療をめぐる中国文明対インド文明の図式を潜ませる発想にも通じている。

しかしこのように断案するには、令前の寺院医療の実態を示す史料が、余りに乏しい現実を無視

することにもなる。初期の寺院医療が律蔵を中心とする經典のみに依拠して、中国の本草学や針灸学のテキストをまったく参考にしなかったとすることは、かえって奇妙でさえある。欽明朝の朝廷が百済にたいし、医博士・易博士・曆博士の交替を要求したことはさきにもふれたが、推古朝には百済僧觀勒が来日し、曆本・天文地理書・通甲方術書を献じると共に、それらの学問を伝授している(註32)。その中には医術は含まれてはいないが、注目すべきは一人の僧籍者が多種類にわたる緯書を組織的に研究していたという事実である。緯書と同じく陰陽五行思想とは不可分な関係にある中国医学が、觀勒によって学ばれていたとしても、少しも不自然さは生じないのである。白述を煎じた百済僧法蔵にしても、醴泉を試飲した法員等にしても、その薬物知識を中国医書から得ている可能性をまったく否定することはできないであろう。特に日本に自生する薬草を探查する場合は、熱帯に属するインドの薬草学よりも、温帯圏に属し、日本と植生の似通っている中国本草学の方が、はるかに実践的で参考価値の高いことは明白である。

結局のところ、大宝令前における寺院医療の実態については、不明な点を多く残したまま稿を閉じることとなった。今後も細々と古代医療史の勉強を続けていく過程で、埋め合わせを果たしたい。

註

- 1) 島地謙・伊東隆夫『日本の遺跡出土木製品総覧』 1988
- 2) 日本文化財研究所『千葉県萩の原遺跡の調査』 1977
- 3) 奈良県教育委員会『藤原宮』 1969
- 4) 奈良国立文化財研究所『木器集成図録(近畿古代編)』 1985
- 5) 医疾令、典薬寮合雑薬条
- 6) 同、採薬師条
- 7) 延喜典薬寮式、寮家儲物条
- 8) 延喜内膳式、供御料雑器造粉料分条。また同大膳式、年料雑器中にも杓が見える。
- 9) 竹内理三『寧楽遺文(中巻)』
- 10) 同
- 11) 井上薫『奈良朝仏教史の研究』76頁 1966
- 12) 日本書紀、天智10年10月条
- 13) 続日本紀、天平18年6月己亥条
- 14) 職員令、国博士医師条及び医疾令、国医生試条
- 15) 日本書紀、天武4年正月条
- 16) 続日本紀、文武3年正月癸未条
- 17) 宗田一『図説日本医療文化史』30頁 1989
- 18) シルヴァン・レヴィ『インド文化史』(山口益他訳)149頁 1958
- 19) 日本書紀、天武14年10月条
- 20) 同、持統7年11月条
- 21) 同、持統8年3月条
- 22) 同、允恭3年正月条及び同、允恭3年8月条
- 23) 同、欽明15年2月条
- 24) 同、推古31年7月条
- 25) 同、天智10年正月条
- 26) 続日本紀、文武2年正月己巳条
- 27) 同、文武2年11月乙酉条
- 28) 同、文武3年3月己未条
- 29) 常陸国風土記、香島郡条
- 30) 続日本記、文武4年8月乙丑条
- 31) 服部敏良『奈良時代医学の研究』157~168頁 1944
- 32) 日本書紀、推古10年10月条